

航空自衛隊から返還を受ける供与打殻薬莢の管理換の要領に関する通達

昭和 37 年 4 月 23 日  
陸幕発武第 220 号

改正 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号  
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

各方面総監 殿  
補給統制本部長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

(例規 75)

航空自衛隊から返還を受ける供与打殻薬莢の管理換の要領に関する通達  
標記の件、従来管理換協議により管理を実施していたのであるが、防衛大臣  
の承認を得て、管理換協議書の作成を省略して処置できるようになったので、  
各方面総監は直接航空自衛隊の被支援部隊等の長と品目、数量及び時期等につ  
いて協議の上、管理換を実施されたい。